

1. 特定医療費支給認定実施要綱

	問	回答	備考
1-1	<p>事務連絡において、「既にこれらの通知による改正前の別紙様式第4号により、患者に対し通知している場合であって、当該患者から、これらの通知による改正後の様式による再通知の申出があった場合やその他必要と認める場合には、各都道府県の実情に応じ、適宜対応されるよう」とされている。</p> <p>本通知改正による却下通知の様式改正の適用日は、平成30年1月1日からとされているが、適用日前に、却下通知を発出する場合、当該改正後の様式により通知を発出することは差し支えないのか。</p> <p>また、上記の場合や、適用日前に却下とされた者に改正後の様式で再通知した場合でも、当該却下通知を障害者総合支援法の障害福祉サービス等の申請時に証明書として利用できるのか。</p>	<p>改正前の様式で記載すべき事項は、改正後の様式においても満たされていることから、適用日前に改正後の様式で却下通知又は再通知を発出することは、差し支えない。</p> <p>ただし、その場合においても、適用日は平成30年1月1日であるため、原則として、同日以降の障害福祉サービス等の申請において利用可能である。</p> <p>※ 「原則として」としているのは、各障害福祉サービスの実施主体である市町村において、個別の判断で適用日以前でも可とするケースがないとはいえないため。</p> <p>※ 障害福祉サービス等の「等」は、相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）</p>	
1-2	<p>適用日前に却下とされた者に、改正後様式による却下通知を再通知した場合、適用日以後の障害福祉サービス等の申請に利用可能とこのことであるが、いつ却下されたものであっても、改正後様式で再通知されれば、利用可能と言うことで良い</p>	<p>難病法に基づく医療費助成の却下であり、難病担当部局において、障害担当部局からの照会があった時点において、指定難病にかかっていることが証明でき、照会への対応等をきちんに行えるのであれば、いつ時点のもの</p>	

	のか。	でも差し支えない。	
2-1	既に却下通知を発出しているが、従前の様式による却下通知で同様に見なすことはできないのか。	利用不可である。 ※ 改正後様式でなければ、指定難病名が不明であるため、指定難病にかかっていることを判断することはできない。	
2-2	当県では、既に疾病名を入れた却下通知を発出しているが、障害福祉サービス等の証明として利用は可能となるのか。	改正後様式に準じたものでなければ、原則として、利用できない。 ※ 「原則として」としているのは、各障害福祉サービス等の利用申請を受理する自治体である市町村において、個別の判断で適用日以前でも可とするケースや今回の通知改正で示した別紙第4号と同内容であれば県の独自でも様式でも可とするケースがないとはいえないため。	
2-3	改正後様式において、「定期的（1年毎）に申請し」とされているが、却下通知は、通知日から1年を超えたら障害福祉サービス等の証明として利用できなくなるのか。	1年を超えたものについては、ただちに利用できなくなるということはないが、研究の推進の観点からも1年毎の申請にご協力いただきたい。	
3	すでに1月1日以降の期間に係る更新申請で認定された方について、受給者証とともに、従前の様式による自己負担上限額管理票を交付しているが、修正版に差し替える必要があるか。	可能であれば差し替えていただくことが望ましいが、困難である場合は、本改正の趣旨は「自己負担上限まで達した後も記載いただくよう注意書きを付したもの」であるので、その点について、受給者や指定医療機関へ十分周知いただければ、必ずしも差し替え	

		る必要はない。	
--	--	---------	--